

千葉市 公園施設長寿命化計画 6
(動物公園)

平成31年3月

千葉市 都市局 公園緑地部 動物公園

1. 計画期間

[令和3年度～令和12年度（10箇年）]

2. 計画対象公園

①対象公園

千葉市動物公園（総合公園）

②選定理由

千葉市動物公園は、都市公園法第2条に基づく都市公園であり、また、本格的な動物公園として市民に親しまれ、日頃より多くの利用で賑わう公園であることから、計画対象公園として選定した。

3. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路 広場	修景 施設	休養 施設	遊戯 施設	運動 施設	教養 施設	便益 施設	管理 施設	災害応 急 対策施 設	その他	合計
-	1	1	-	-	-	4	7	-	2	15

②これまでの維持管理状況

これまですべての管理施設を対象に、公園管理者等による維持保全及び法定点検を行い、公園施設の機能保全と安全性の維持・向上及び施設の劣化・損傷状況の把握に努めている。

また、異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、迅速な修繕対応等を行ってきた。

4. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度を把握するための点検調査は、2018年12月～2019年1月までの期間に実施した。

調査は、動物公園内に立地する一般施設及び建築物15施設を対象として実施し、判定方法は、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（以下、「指針」という。）を準拠することとした。

以下に健全度判定結果を示す。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (1)	0	0	0	1	使用不可
b. 建築物 (14)	1	11	2	0	

5. 日常的な維持管理に関する基本的方針

1. 保守・点検

年1回の保守点検業務委託により実施する。

2. 清掃

機械設備は受随時実施する。

また、建物清掃は、ビル管理法に基づき実施する。

3. 修繕

損傷劣化を確認した時点で、業者委託により小規模修繕を実施する。

4. 管理体制

公園の管理は、管理班職員6名、動物公園維持管理委託8名、污水处理場維持管理委託2名の計16名で実施する。

5. 定期点検

法定点検が義務付けられている各種設備等は、法定点検に基づき実施する。

冷温水発生器は、メーカー奨励回数として、年7回の点検を実施する。

チラー（空調機）についても、メーカー奨励回数として、年2回の点検を実施する。

6. 異常が発見された場合の措置

異常を発見した場合は、使用禁止措置を行い、迅速な修繕対応を実施する。

6. 公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・管理水準は、健全度「B」以上を維持することを目標とする。
- ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・定期的な健全度調査は、専門技術者により、5年に1回の頻度で行う。但し、法定点検が義務付けられてる各種設備等は、法定で定められた頻度で点検を行う。
- ・使用見込期間は、処分制限期間をもとに設定するものとし、指針で例示されている各数値を用いて設定する。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置付けた上で措置を行う。
- ・施設更新時期は、使用見込み期間に加え、健全度Bまで回復するための補修にかかる費用を勘案して決定する。

7. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における 10 年間でのライフサイクルコスト縮減額は、112,100 千円である。